

## 2005年7月13日 第8回シンポジウム「改正独禁法への対応とコンプライアンス」

平成17年4月に独占禁止法が抜本的に改正され、また、道路公団発注の鋼鉄製橋梁工事を巡る大規模な談合事件が摘発されたことをふまえ、本分野に詳しい有識者・実務家を講師にシンポジウムを開催しました。

桐蔭横浜大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長の郷原信郎氏には「独禁法改正とコンプライアンス」をテーマに、独禁法の制裁・措置をめぐる議論の経過、課徴金と刑事罰の“歪んだ2階建て構造”、制度改正問題の現状分析と今後の展望、等についてお話いただきました。

日比谷総合法律事務所の弁護士・多田敏明氏には「改正独禁法対応とコンプライアンス」をテーマに、改正独禁法の概要、課徴金減免制度の概要と申請にあたっての注意点、カルテル・入札談合発覚後の対応、審査手続きにおける対応、確定審決における対応、等の実務についてお話いただきました。

当フォーラム代表理事・阿部博人からは、平成16年度松下政経研究所短期政策研究「談合排除の入札制度改革研究報告・提言書」(研究主査：松下政経研究所非常勤研究員・阿部博人)について、解説がなされました。なお、本研究については、郷原信郎氏が研究アドバイザー・研究会講師、多田敏明氏が研究会講師を勤めています。